

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ①協力医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 ・休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 ②その他知事が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 ・宿泊施設借上げ費の室料 <ul style="list-style-type: none"> 1室当たり13,100円/日 ・食費 1食当たり1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く) 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p> <p>※ 病床確保料については、医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等に相当する額</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり 133,000円 ・人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ・個人防護具 1人当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 ・簡易病室^(注1)及び付帯する備品 実費相当額 	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(4) 帰国者・接触者 外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 ・個人防護具 1人当たり 3,600円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・簡易診療室 ^(注2) 及び付帯する備品 実費相当額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関 等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(6) 感染症対策専門 家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(7) 新型コロナウイルス 重症患者を診療する 医療従事者派遣体制 の確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 （令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合） ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 ・休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②重点医療機関である一般病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 ・休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (設備整備等事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・個人防護具 1人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり51,400円 ・簡易診療室^(注2)及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 <p>(支援金支給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に加算 <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (医療チーム派遣経費) ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり1,560円</p> <p>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり5,520円 ・業務調整員 1人1時間当たり3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>
<p>(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・薬剤師 1人1時間当たり2,760円</p> <p>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・薬剤師 1人1時間当たり5,520円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金</p>
<p>(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機 購入額の1/2(事業者負担が1/2) ※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台)</p> <p>・消毒費用等 総事業費の1/2(事業者負担が1/2) ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円</p>	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円 ・血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円 ・気管支鏡 1台当たり 5,500,000円 ・CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台当たり 66,000,000円 ・生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円 ・分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円 ・新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

（注1）簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

（注2）簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。